

「選定療養費」が改訂されます

選定療養費が **2022 年 10 月 1 日より**下記のように改訂されます。

選定療養費とは「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進とかかりつけ医の推奨を図るために定めた制度です。他の医療機関からの紹介状なしに「200 床以上の病院」において初診で受診した患者さんについては、通常の医療費の他に病院が定めた金額をご負担いただくというものです。趣旨をご理解いただき、当院を受診される際には、かかりつけ医からの紹介状をご持参いただくようようご理解とご協力をお願いいたします。

■ 初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参されなかった方にご負担いただきます。

2022 年 9 月まで	2022 年 10 月から
医科 5,500 円 (税込)	医科 7,700 円 (税込)
歯科 3,300 円 (税込)	歯科 5,500 円 (税込)

■ 再診時選定療養費

- ・ 他医療機関への紹介を当院が申し出たが、患者さんが当院での診療を希望された場合
- ・ 当院から他院へ紹介状をお渡しした後、他院からの紹介状なく当院を受診された場合

2022 年 9 月まで	2022 年 10 月から
医科 2,750 円 (税込)	医科 3,300 円 (税込)
歯科 1,650 円 (税込)	歯科 2,090 円 (税込)

【 初診時選定療養費が免除される場合 】

- ・ 救急車で搬送された場合
- ・ 外来・救急外来受診後にそのまま入院となった方
- ・ 各種公費負担制度（指定難病、自立支援、生活保護等）の受給対象の方
- ・ 労災、交通事故、自費診療の方
- ・ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- ・ その他、医師が当院への受診が必要と認めた方（急を要しない時間外の受診等、患者さんの都合で受診する場合を除きます）など

2022 年 9 月 病院長